

いじめ防止対策学校基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本理念

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号）

本校では、すべての教職員が「いじめはどの子供にも、どの学校にも、起こりうる」との危機意識をもち、教職員一人一人がそれぞれの役割と責任を自覚し、学校全体でいじめ防止対策（未然防止・早期発見・早期解決）に全力で取り組む。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめを生まない土壌をつくるために、学校が一体となった継続的な取組を行う。教師一人一人が分かりやすい授業づくりに心がけ、基礎・基本の定着を図り、子供たちが充実感を感じることができるようにする。また、自己有用感を味わい自尊心を育てることができるように努める。道徳教育及び体験活動等の充実により、命の大切さを指導する。自分の存在と他人の存在を等しく認め、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

① いじめ未然防止のための組織と取組

ア すべての児童に対し、いじめの未然防止に学校全体で取り組む。

- ・児童会からの呼び掛け
- ・感謝の言葉、あったか言葉の推奨
- ・道徳教育・いのちの教育の推進

イ 地域・家庭と一体となって取組を推進するため普及啓発を行う。

ウ いじめの背景にある要因に着目し、その改善を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、インターネットや SNS を通じて行われるいじめの現状と対策について職員研修を行う。

② いじめの早期発見のための取組

- ・始業前、授業、休み時間、給食、掃除時間、下校時等、児童と触れ合う時間を大切に
する。

3 いじめへの対処

- ① いじめを受けた児童に寄り添い支える体制づくり
- ② 正確な事実の確認
- ③ 保護者への連絡
- ④ 行為の解消・改善に向けた取組
- ⑤ 周辺児童への指導
- ⑥ 市教委等への報告・連絡
- ⑦ 地域や家庭との連携
- ⑧ 必要に応じて、関係機関との連携

4 いじめ防止にかかわる校内研修の推進

いじめの未然防止及び早期発見のための方策や、教育相談の在り方についての研修を計画的に行う。

5 いじめ防止等に取り組むための校内組織

- ① 生徒指導委員会
- ② いじめ防止対策推進委員会